

# 入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和元年5月16日

支出負担行為担当官  
佐賀労働局総務部長 富永 哲史

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 41

## 1 調達内容

- (1) 件名 令和元年度佐賀労働局定期健康診断及びVDT健康診断業務委託（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和元年6月3日 から 令和元年10月31日 まで
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官の指定する場所
- (5) 入札方法 入札金額については、履行に要する一切の諸経費を含めた額とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のB、C又はD等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001又は日本工業規格 JISQ27001）の認証又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 上記（9）を満たさない場合でも、過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していれば、資格を満たしていることと取り扱うこと。
- (11) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

## 3 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>)) により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

## 4 入札関係書類

- (1) 配布場所  
〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階  
佐賀労働局総務部総務課（担当：会計第一係 安藤） 電話番号：0952-32-7155
- (2) 配布期間  
本公告日から 令和元年5月30日 まで（ただし、土日祝日並びに12時00分から13時00分を除く）
- (3) 入札説明会  
（1）の場所において、 令和元年5月30日 まで随時実施する。
- (4) 入札申込書等（証明書等）提出期限  
令和元年5月31日 12時00分 まで
- (5) 入札書提出期限（電子調達システム・郵送による参加の場合）  
令和元年6月3日 13時30分 まで  
ただし、紙入札により入札に参加し、入札書を持参する場合は、下記5入札会にて提出すること。

5 入札会の開札場所及び日時

- (1) 紙入札の開札場所  
佐賀労働局 労働基準部労災補償課横会議室（佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階）
- (2) 紙入札の開札日時  
令和元年6月3日 14時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。
- (3) 電子調達システムの開札日時  
令和元年6月3日 14時15分

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 本件入札に要求される事項  
本件入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務ができることを証明する書類及び封印した入札書を、それぞれの受領期限までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記確認書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札書の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書の「無効入札」に該当する入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

佐賀労働局

佐賀労働局の下記契約に係る入札については、入札公告、入札説明書及び仕様書等によるものとする。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和元年度佐賀労働局定期健康診断及びVDT健康診断業務委託（単価契約）
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。

入札金額については、契約履行に要する一切の諸経費を含めた額とすること。

- (5) 入札方法 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

- (7) その他の事項 本案件は、電子調達システム（政府電子調達(GEPS) (<https://www.geps.go.jp/>)) により執行する。なお、電子調達システムによりがたい者は、支出負担行為担当官に書面により申し出のうえ、紙入札方式で参加することができる。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のB、C又はD等級のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険
  - ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
  - ③船員保険
  - ④国民年金
  - ⑤労働者災害補償保険
  - ⑥雇用保険注）各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書及びその添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者ではないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、雇用対策法、雇用保険法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、障害者の雇用促進等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、労働保険の保険料の徴収等に関する法律等の労働法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際標準規格 ISO/IEC27001又は日本工業規格 JISQ27001）の認証」又はプライバシーマーク（JISQ15001）のうち、いずれかを取得していること。
- (10) 上記（9）を取得していない場合でも、過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していれば資格を有していることと取り扱う。
- (11) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約書の作成の要否  
落札者の決定後、当該契約の締結につき、契約書の作成を要する。
- (2) 契約条項を示す場所（問い合わせ先）  
〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階  
佐賀労働局 総務部総務課 会計第一係（担当：安藤）  
電話番号：0952-32-7155
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
(2)の場所において、令和元年5月30日 まで随時実施する。

## 4 参加申込書等の提出について

入札に参加を希望する者は、以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出すること。

また、開札の前日までに支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 提出期限  
令和元年5月31日 12時00分 まで
- (2) 提出場所  
上記3（2）に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・一般競争入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）（※）	スキャナ等により電子データ化したものを電子調達システムにより送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
・一般競争入札参加申込書（別紙1） ・誓約書（別紙2） ・一般競争参加資格審査結果通知書（写） ・直近2年間の社会保険等の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）（※） ・紙入札方式による参加にかかる理由書（別紙3）	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※社会保険等とは、上記2（4）①～⑥に掲げる制度のことをいい、この制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料の納入が証明できる書類（領収証の写しで可）を提出すること。

なお、各保険料のうち、⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続きを完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続きを完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(4) その他

上記の提出書類を提出せず、又は虚偽の記載をした書類を提出した場合は、当該者の入札は無効とする。

5 入札書等の提出について

以下に示す場所に指定した書類を期限までに提出しなければ入札を無効とする。

なお、電子調達システムにより応札する場合は、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕を持って行うこと。

入札者は、その提出した入札書の引換、変更または取消しをすることはできない。

なお、事前預かり、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。

(1) 入札書の提出期限（電子調達システム・郵送による参加の場合）

令和元年6月3日 13時30分 まで

(2) 入札書の提出場所

上記3（2）に同じ。

(3) 提出書類及び方法

① 電子調達システムによる場合

提出書類	提出方法
・入札書（※書面による提出不要） ・入札金額内訳書（別紙4-2）※任意様式可 ・委任状（別紙5） ※該当者のみ	スキャナ等により電子データ化した「入札内訳書」を添付して、電子調達システムにより入札金額を送信すること。

② 紙入札による場合

提出書類	提出方法
・入札書（別紙4） ・入札金額内訳書（別紙4-2）※任意様式可 ・委任状（別紙5） ※該当者のみ	持参もしくは郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。 なお、持参の場合は下記8（1）の入札会にて提出すること。

※入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）、宛名（支出負担行為担当官佐賀労働局総務部長）及び「平成〇年〇月〇日開札【入札件名】」を記入すること。

※郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成〇年〇月〇日開札【入札件名】の入札書在中」の旨記入し、上記と同様に氏名等を記し、提出期限までに送付すること。

(4) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、委任の手続きを行うこと。

代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称または商号、代理人であることの表示及び当

② 該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書の提出期限までに別紙5の様式による代理委任状を提出すること。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 参加する資格を有しない者による入札

② 当該競争入札について不正行為を行った者による入札

③ 書面による入札において記名押印（外国人の署名を含む）を欠く入札

④ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱及び判読不可能なものがある入札

⑤ 入札金額の記載を訂正した入札

⑥ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがある入札

⑦ 1人で2以上の入札をした者による入札

- ⑧ 代理人でその資格のない者による入札
- ⑨ 支出負担行為担当官が要求する書類等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者による入札
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか競争の条件に違反した者による入札

#### 7 入札の延期等

競争に参加し及びこれに関連する者が共謀結託その他の不正行為を行い、または、行おうとしていると認めるとき、また、入札条件の変更その他必要と認めるときは入札を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 8 開札（入札会）

##### (1) 開札の場所及び日時

###### ① 紙入札の開札場所

佐賀労働局 労働基準部労災補償課横会議室（佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎4階）

###### ② 紙入札の開札日時

令和元年6月3日 14時00分 ※開札後、電子調達システムへの登録を行う。

###### ③ 電子調達システムの開札日時

令和元年6月3日 14時15分

(2) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(5) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(7) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。（※開札場所については（1）と同じ。）

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

#### 9 入札の辞退

(1) 入札を辞退するときは、入札執行前までに、入札辞退届を支出負担行為担当官等に直接持参し、または郵送にて行う。

(2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

#### 10 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 本入札説明書4又は5に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、公告で示す競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするところがある。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭あるいは電子調達システムにより通知するものとする。

#### 11 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して共謀結託その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。

#### 12 代金の支払い

(1) 当方による検査に合格しなければ代金は支払わない。

(2) 代金の請求は、1か月毎に契約内容が全て履行された後、遅滞なく行うこととする。

(3) 請求書の宛名は「官署支出官 佐賀労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

(4) 当方の支払いは、適正な請求書を受領後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

#### 13 入札結果（契約情報）の公表

(1) 電子調達システムにより執行した案件については、入札結果を落札者の商号又は名称及び入札価格等を同システムに定める手続きに従い公表することとする。

(2) 一定の条件を満たす案件については、入札件名、契約業者及び契約金額等を佐賀労働局ホームページ等に公表する。

#### 14 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

◎ヘルプデスク 0570-014-889 017-731-3177（I P 電話等をご利用の場合）

◎ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記3（2）へ連絡すること。



# 仕 様 書

## 1 件 名

令和元年度佐賀労働局定期健康診断及びV D T健康診断業務委託（単価契約）

## 2 実施内容

佐賀労働局・管内労働基準監督署及び同公共職業安定所に所属する職員及び相談員等を対象に、次のとおり定期健康診断及びV D T健康診断を実施する。

- (1) 検査項目 別表1のとおり
- (2) 契約期間 令和元年6月3日から同年10月31日まで
- (3) 実施期間 令和元年6月3日から同年10月31日まで
- (4) 健康診断実施報告書は令和元年10月31日までに提出すること。
- (5) 本件は単価契約とする。受診予定人数は別表1のとおり。

なお、予定人数は概数であり、最低受診人数を保証するものではない。

## 3 その他

- (1) 実施日時は契約期間中の業務時間内の午前中(8:30~12:00)とし、詳細は協議の上決定する。
- (2) 実施場所は別表2に掲げる官署会議室等とし、健診車で検査を行う場合は、当該官署の駐車場内で行うこととする。(佐賀公共職業安定所職員の胸部エックス線及び胃検査は、佐賀労働局(佐賀市駅前中央三丁目3番20号)において実施することに留意のこと。)
- (3) 官署での実施が困難な場合は、官署の近辺にて受診可能とするよう委託者が措置を行うこと。
- (4) 佐賀労働局の検診については、胸部エックス線及び胃検査は佐賀公共職業安定所職員分を含め三日間の範囲で実施することとし、その他の項目については二日間に分けて実施すること。  
また、佐賀公共職業安定所での検診は二日間以上実施すること。
- (5) 設定した実施期間内に受診できなかった者に対しては、未受診者の勤務する官署の近辺にて受診可能とするよう努めること。
- (6) 受託者は、各履行場所に医師及び看護師を、健診の実施に必要な人数配置すること。また、当該健康診断に必要と考えられる技師、補助者等を適宜配置すること。
- (7) 受託者は、実施した全検査項目について、電子データ(国が示す電子的標準様式(XML形式)に対応したもの)及び紙媒体での「健康診断結果報告書」を当局あて提供すること。
- (8) 実施した検査項目について、要医療・要精密の該当者に対して、精密検査の実施のための医療機関への紹介状を作成すること。
- (9) 健診車等用の電源については、実施官署の電源を使用しても差し支えないが、電源コードの調達及び接続等は受託者で行うこと。
- (10) 健康診断に伴う廃棄物の処理については、責任をもって受託者が処分すること。
- (11) 健康診断で使用する備品・消耗品については、受託者が用意すること。
- (12) 会場の設営は、受託者が行うこと。
- (13) 受託者は、健康診断の実施に係る職員個々の個人情報に関して、個人情報の漏えい・紛失・き損又は個人情報への不正なアクセスを防止するよう適切な安全措置を講ずること。なお、適切に措置が講じられているか、措置内容の確認調査を佐賀労働局職員が行う。

## 【検査項目】

① 定期健康診断		
	項 目	予定人数
1	既往歴及び業務歴、服薬歴、喫煙歴等	400
2	身長、体重、BMI、腹囲及び聴力、視力の検査	400
3	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	400
4	血圧測定	400
5	胸部エックス線検査（間接撮影）	390
6	尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン）	390
7	尿酸検査	360
8	心電図検査	320
9	血糖検査〔グリコヘモグロビンA1C（HbA1C）〕	360
10	HDLコレステロール検査 LDLコレステロール検査 中性脂肪検査	360
11	貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値、白血球数）	360
12	肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、ALP）	360
13	風しん抗体検査	210
14	胃検査	170
15	便潜血反応検査（1日法）	240
16	眼底検査（両眼）	300
17	喀痰細胞診	50
② VDT健康診断		
	項 目	予定人数
	業務歴・既往歴・現病歴の調査	480
	自覚症状の有無の調査	
	視機能検査（視力検査(5m・50cm左右両眼)、屈折、眼位、調整機能)	
	筋骨格系検査（握力、眼・上肢等の検査（診察））	

\* 予定人数は概数であり、最低受診人数を保証するものではない。



## 【実施場所】

官 署 名	所 在 地	実 施 場 所
佐賀労働局 佐賀労働基準監督署	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第2合同庁舎	同左 (佐賀所のX線・胃検診含む)
佐賀公共職業安定所	佐賀市白山 2-1-15	同左 (X線・胃検診除く)
唐津労働基準監督署	唐津市二夕子三丁目 214-6 唐津港湾合同庁舎 1階	同左
唐津公共職業安定所	唐津市熊原町 3193	同左
武雄労働基準監督署	武雄市武雄町昭和 758	武雄公共職業安定所
武雄公共職業安定所	武雄市武雄町昭和 39-9	
伊万里労働基準監督署	伊万里市立花町大尾 1891-64	伊万里公共職業安定所
伊万里公共職業安定所	伊万里市立花町通谷 1542-25	
鳥栖公共職業安定所	鳥栖市東町 1-1073	同左
鹿島公共職業安定所	鹿島市高津原二本松 3524-3	同左